9月分 No. 1

件 名	第2子以降の保育料完全無償化について
受付日	令和5年9月1日
ご意見・ご提案 の概要	第1子が就学し、第2子(1歳)の保育料を全額負担しており、家計の負担も大きく、第3子を諦めざるを得ない。 県は多子世帯を応援するよう第2子以降の保育料完全無償化を検討してほしい。
県の考え方	保育料の無償化については、制度として国が検討すべきと考えているため、県独自で第2子以降の保育料完全無償化を実施することは、現段階で考えておりません。 しかし、多子世帯を応援するため、県では、第3子以降のお子様について、国の無償化の対象外となる年収約470万円未満のご家庭の3歳未満のお子様にかかる保育料を、市町村と連携して、独自に無償化しているところです。 引き続き、保育料の完全無償化を早期に実現できるよう、全国知事会を通じて国へ働きかけてまいります。
担当課	子ども・女性局 子育て支援課